

目次

① 建学の精神・創立者のプロフィール …1

② 学園のあゆみ …2

③ 校歌 …4

④ 保護者の皆さまへ…5

出欠席について、学費について、授業料等徴収規程(抜
粋)、災害対策方針、地震等災害発生の場合、その他

⑤ 生徒の皆さんへ…12

生徒指導規程(教室配置図)、災害対策方針、校時表

⑥ 開門・閉門時間…29

⑦ 入室時のマナーや施設利用方法 …30

⑧ 授業・試験について…34

⑨ フェリシア高等学校の基準マニュアル …36

教務基準、生徒指導基準、卒業式受賞内規、奨学金

特待生奨学金・ファミリー奨学金、就職活動に関する内規

外部進学の出願に関する内規

①建学の精神・創立者のプロフィール

◆ 建学の精神

きのうのわれを省み、神の恵み、
天地の恵み、父祖の恩義を思う。
今日の日、汝の徳性に覚め、
今日の日、汝の希望に生き、
今日の日、汝の敬愛に活く、
今日の日、汝の思想を深め、
今日の日、汝の体軀を鍛え、
今日の日、汝の知能を磨き、
今日の日、汝の情操を培い、
今日の日、汝の意志を固く、
今日の日、汝の技能を研ぎ、
今日の日、愛の教育に根ざし、
尊い汗と美しい涙を忘れず、キリストの示す灯のように、
この人生になにもものかの光を点ずる。

校訓

『信仰・希望・敬愛・忍耐』

(信・望・愛・忍)

信仰と、希望と、愛、この三つは、いつまでも残る。その中で最も大いなるものは、愛である。

◆ 創立者のプロフィール

創立者 故・百瀬泰男は資源の乏しい日本の生きる道は技術と教育と勤労と汗と愛であるとして、科学する日本の具現と人間の魂の覚醒を目指し、教育に身命を賭してこられた。その著、「愛の教育」「実験教育的心理学」「日本文学 思想史」「一日一想」は版を重ねること十数版、日本教育界の先覚として高く評価されてきた。

②学園のあゆみ

昭和35年1月20日	創立者 百瀬泰男 東京都町田市三輪町に校地を購入、学園を設置
昭和35年9月10日	鶴川高等学校認可
昭和36年3月5日	学校法人明泉学園の学園歌・学生歌・校章を制定
昭和38年3月1日	理事会において短大設置の件可決
昭和43年2月3日	鶴川女子短期大学、文部省より認可
昭和43年4月1日	鶴川女子短期大学開設
昭和43年12月10日	保母資格取得を厚生省より認可
昭和47年3月31日	鶴川女子短期大学附属幼稚園認可
昭和47年4月1日	鶴川女子短期大学附属幼稚園開設
昭和59年3月29日	東京商工経済専門学校認可
昭和59年4月 1日	東京商工経済専門学校開設
平成 2年 5月12日	明泉学園創立三十周年記念式典開催
平成 2年12月31日	創立者 百瀬泰男逝去 (平成3年1月19日 学園葬)

平成 3年 1月	百瀬和男 学園長・理事長に就任
平成 4年 4月25日	明泉学園相模湖セミナーハウス竣工
平成23年4月	鶴川こども園鶴川女子短期大学附属 認可開設
平成24年3月	鶴川高等学校50周年記念事業改築校舎 1期工事の竣工
平成24年4月	学園、短大、高等学校、幼稚園の徽章を変更
平成25年6月	鶴川幼稚園鶴川女子短期大学附属新築 園舎・グラウンドの竣工
平成26年3月	鶴川高等学校改築校舎2期工事の竣工
平成29年4月	鶴川女子短期大学幼児教育学科から国 際こども教育学科に変更 専攻科 国際こども教育専攻を新設
平成30年4月	鶴川フェリシア保育園 開設
平成31年4月	成瀬フェリシア保育園 開設
令和元年10月	鶴川女子短期大学 新校舎竣工
令和2年4月	フェリシアこども短期大学に名称変更
令和2年4月	鶴川幼稚園は認定こども園フェリシア幼稚園 に名称変更
令和3年8月1日	百瀬義貴 理事長就任
令和4年4月1日	一之瀬貴子 校長就任
令和5年4月1日	フェリシア高等学校に改称 制服を一新し、新校章へと変更

③校歌

校歌 百瀬泰男 作詞・作曲

一、 仰ぐ^{せいしょう}聖鐘 のぞみもて
崇^{たか}し心に あゝ乙女
われら正しく 今日も学ばむ

二、 遠く富士ヶ^ね峰 晴れ澄みて
清^{すが}し心に あゝ乙女
われら楽しく 今日も学ばむ

三、 鶴川学園 ^{ほこ}矜りあり
常に明るし あゝ乙女
われら^{まゆ}眉あげ 今日も学ばむ

④ [保護者の皆さまへ]

1.出欠席について

欠席・遅刻・早退は、原則、保護者が学校に連絡をいれます。

2.学費について

学費は銀行口座振替制となっていますので、原則として窓口では取り扱いません。

3.学校法人明泉学園 フェリシア高等学校 授業料等徴収 規程（抜粋）

（目的）

第1条 この規程は、学校法人明泉学園 フェリシア高等学校学則の規定に基づき、教育の実施に必要な授業料、施設・設備費、教育振興費（以下「授業料等」という）、入学金及び生徒からの預り金について定めることを目的とする。

（費用）

第2条 費用の種類及びその金額は次のとおりとする。

(1)入学にあたり一括徴収する費用

入学金 200,000円

(2) 月額を定めて徴収する費用(授業料等)

各学年の入学手続き時に案内した費用とする。

(費用の納入)

第3条 生徒は、在籍する日数にかかわらず、月に1日以上在籍した場合、前条各号の定める費用を納入しなければならない。

2 月額を定めて徴収する授業料等は、所定の期日に銀行等金融機関(ゆうちょ銀行及び信用組合、ネットバンキングを除く)の自動引き落としによって納入しなければならない。

3 納入方法は、①3学期ごとの納入・②一括納入・③毎月納入のいずれかより年度ごとに選択する。なお、在学期間中に除籍予告をされた場合は、翌年度以降の費用納入は③毎月納入とする。

4 入学者のうち推薦入試受験合格者については、入学金の納入を免除する。

(休学中の費用)

第4条 休学中の授業料は、休学した当月分の授業料全額を徴収し、翌月以降の休学期間中の授業料は半額を免除する。

2 休学中の施設・設備費及び教育振興費については、全額

を徴収する。

- 3 休学期間内の途中から復学した場合は、復学した当月分の授業料等の全額を徴収する。

(停学中の費用)

第5条 停学中の授業料等は、免除の適用はなく全額を徴収する。

(退学者の費用)

第6条 退学者の授業料等については、次のとおりとする。

- 1 月の途中で退学した者の当該月分の授業料等は、これを徴収するものとする。

- 2 退学希望者のうち授業料等の未納がある者について、退学手続き時まで在籍期間の授業料等が納入されない場合は除籍とする。

- 3 退学月の翌月以降の授業料等を前納している場合は、当該前納分を返還する。

(転入者・転出者の費用)

第7条 生徒が転入、転出した場合の授業料等については、次のとおりとする。

- 1 転入者の場合、月の途中で転入した者の授業料等につ

いて、これを徴収するものとする。

2 転出者の場合、月の途中で転出した者の授業料等について、これを徴収するものとする。

(原級留置者の費用)

第8条 原級留置となった者の授業料等については、当該生徒の在籍学年を基準とし徴収金額を決定する。

(延納願)

第9条 経済的理由等により生徒又は保護者から授業料等の延納願が提出された場合には、校長の承認を経て延納の許可をする。

2 「高等学校等就学支援金」、「東京都授業料軽減助成金」、「フェリシア高等学校奨学金制度」、その他各種奨学金制度の申請を延納の理由とした場合、その決定額(見込額を含む)を根拠とし延納の許可をする。

3 前号の奨学金等を延納理由とした者のうち、奨学金等の見込額と最終決定額が相違した場合は、差額が追徴となることを了承の上で延納願の届出をする。

4 延納願に記載した期日までに授業料等の納入がされない場合は、原則として除籍とする。

(滞納と除籍)

第10条 第3条に定める授業料等の納入が所定の期日までに行われない場合は、次により処置するものとする。

(1) 督促状を送付する。

(2) 督促状が2回に及んでもなお納入されない場合には、除籍予告書を送付する。

(3) 前号の処置に対してもなお納入されない場合には、除籍通知書を送付し除籍する。

2 第9条に定める延納願を提出し校長の許可を得た者については、その期日まで督促状及び除籍予告書の送付は行わない。

3 進級・卒業判定時に授業料等の滞納がある場合は、当該生徒の進級・卒業を保留とする。また、3月分までの授業料等が当該年度内に納入されない場合は除籍とする。

(預り金)

第11条 生徒から集める積立金及び諸費は、生徒が後日使用するための預り金として処理し、学校収入に含めてはならない。

(規程の改廃)

第12条 この規程の改廃は理事長の承認を経て校長が行う。

附 則

1 この規程は令和5年4月1日より施行する。

4.災害対策方針

①暴風雨・台風・大雪の場合

フェリシア高等学校は私立高等学校という性格上、東京都のみならず神奈川県等かなりの広範囲の地域から通学しています。近年の暴風雨などはスポット的に発生しています。遠距離通学者は地域差もあることから学校による一元的な管理よりも、居住地域の気象状況をみでの登下校を見合わせることも可能です。フェリシア高等学校は原則として10時から15時20分まで授業を行います。欠席・遅刻・早退については保護者のご判断に委ね、申し出により許可をします。その際は欠席・遅刻・早退とせず、自宅待機扱いとします。

また、「暴風雨・台風・大雪など」の異常な気象状況の際には、ホームページにて学校対応を一斉配信する場合がありますのでご確認下さい。

②体育祭・文化祭の場合

前日、担任がホームルームにて連絡します。

③軽井沢研修旅行・相模湖研修旅行の場合

大雨等の時は、出発時刻を1時間～2時間遅らせます場合があります。前日、担任により連絡します。

5.地震等災害発生の場合

- (1)在宅発生の場合は自宅待機として下さい。
- (2)下校途中の場合は、ただちに帰宅して下さい。
- (3)在校時発生の場合は、状況を判断し、帰宅させます。

6.その他

いじめ等を含め、本校の教育や運営についてご質問やご不満がありました時には、ご遠慮なく、下記にご一報下さい。

また、本校には「〇〇の会」「〇〇保護者会」「〇〇保護者懇談会」等の名称による保護者や生徒を対象とした会合は開催しておりません。

会合の開催を行う場合は、公式に学校から家庭・学校通信でお知らせいたします。教職員からLINEやメールで直接参加を依頼することや、生徒経由で保護者へ会合への参加を募ることはありません。本校名を語った不審な会合など、ご不明な場合は、フェリシア高等学校事務室へ直接お電話にてお問い合わせください。

〒195-0054 東京都町田市三輪町122

フェリシア高等学校 事務室

044 (988) 1126 ・ 1127

⑤[生徒の皆さんへ]

1.フェリシア高等学校生徒指導規程

(略称:生徒規程)

第1条(目的) この指導規程は、フェリシア高等学校学則の附則に基づき、学則の細部について定めることを目的とする。生徒はこれを守らなければならない。教職員はその模範とならなければならない。

第2条 (学校生活) 学校は共同生活の場であるから、義務と責任を重んじ、進歩と向上の意欲に燃えて、信・望・愛・忍の精神に基づいた校風を作るために協力し合わなければならない。生徒相互、教職員、第三者に対して礼を欠くことがないようにしなければならない。

- 1.健康に留意し、規則正しい生活をしなければならない。
 - (1)体調不良などで欠席・遅刻をするときは、必ず、保護者から申し出ること。
 - (2)病気で早退したい時は、授業中ならば、教科担当の指示を受けること。授業中以外の場合は、養護教諭・担任の指導に従うこと。
- 2.学校創立記念日は原則として休業日とする。休業日に行事や授業を行う場合がある。

第3条(進級・卒業資格) その学年において教務規程に定めた授業日数を出席していない者は、原則として進級不可である。3年生の場合は原則として卒業不可である。

- 1.進級(卒業)の判定時において授業料等が未納であった者は、進級(卒業)不可である。

- 2.授業料等の納入が所定の期日までに行われなない場合は、「督促状」を送り、その後、「除籍予告書」を送り、その後、「除籍通知書」を送ることで除籍となる。
- 3.特別な事情がある場合には、仮進級を校長が認めることがある。
- 4.進級・卒業の認定は校長が行う。
- 5.休学による欠席期間は原則として卒業延期によって補うものとする。

第4条(懲戒) 学園の名誉を傷つけようとした者、学園の名誉を傷つけた者、他者の所有物を盗んだ者、他者に暴力を加えた者、条例・法律違反及びそれに準ずる違反者、建学の精神に反する行為者、社会倫理に反する行為のあった者、不正行為をした者などは、原則として退学とする。

第5条(通報義務) 学校に関係した事故・被害に際しては、至急に警察官(110番)・消防署員(119番)・保護者・教職員に通報しなければならない。

第6条(通学の心得) 登下校時の交通事故について、学校側は一切責任を負わない。自動車・バイク・自転車・タクシーでの通学は原則として禁止している。

- 1.登下校の時刻を守り、登校したならば下校時まで外出をしてはならない。ただし、事情のある場合は、担任に申し出て許可を得ることができる。
- 2.生徒の最終下校時刻は16時30分を原則とし、下校時刻

以後は、防犯のため校舎を施錠する。下校時刻を変更するときは、全校放送、および担任からの連絡がある。

3. 登下校について

- (1) 登下校時は寄り道をしないこと。下校時は家庭へ直行すること。
- (2) 登下校時は制服を着用し、体育祭・文化祭等の学校行事期間においても体操服等での登下校は禁止とする。
- (3) 登下校の途中、駅のホームや電車・バス等の車中、その他の場所においてはフェリシア高等学校の生徒であるという責任を自覚し、誇りを持ち、公衆道徳を守り、声高での談笑や立食いなどの下品な行為は慎み、お年寄り等には進んで席を譲り、建学の精神を示すこと。
- (4) 通学などにおける交通マナーを身に着け、公共交通機関の正しい利用の仕方を理解すること。
 - ◆ 歩行は必ず歩道を歩く
 - ◆ 歩道のない所では危険に留意し、特に交通量の多い道路は気をつける。
 - ◆ 歩行中の飲食や乗り物内での立ち食い、着替え等、下品な行為は慎む。
 - ◆ 駅構内及び周辺での待ち合わせをしない。
 - ◆ 声高での談笑はしない。
 - ◆ 踏切は警報機が鳴り始めたら入らない。
 - ◆ 横断歩道は歩行者用ランプが点滅したら渡らない。
 - ◆ 駐車場(駐輪場)は誘拐・事故等に巻き込まれるおそれがあるので、特に注意する。

(5)登下校の途中で災難に遭ったり、事故を目撃した場合は、適切と思われる処置をとり、家庭または学校へ連絡すること。

(6)不審者・痴漢に気をつけること。万が一、不審者・痴漢に遭遇した場合はその場で警察(110番)に通報すること。

第7条 (授業の心得)授業の始めには先生の入室とともに係の生徒の指示により、起立・礼・着席をする。授業の終わりも同じである。授業はまじめな態度で臨むこと。

- 1.授業中は、制服を着用し、原則として体操着その他の服装(コート・手袋・マフラーの着用等)での受講は禁止する。体操着は体育の授業、その他指示があったときに着用し、加工や落書きをしないこと。
- 2.休憩時間はみだりに騒がないで心を落ち着け、次の授業の準備等に有効に利用する。
- 3.教科書・ノート類は原則として持ち帰る。
- 4.試験中は厳粛な態度で臨み、不正行為や疑わしい行為をしてはならない。
- 5.教室を移動する場合は、貴重品等を自己責任において管理し、休憩時間内に移動を完了すること。
- 6.正当な理由なしに、他の教室に出入りしないこと。(物が紛失した時に誤解を受ける為)

- 7.校内では上履・下履は厳重に区別し、清潔整頓に留意する。
- 8.廊下・階段でふざけたり、走ったりすることを禁止する。
- 9.ベランダでの危険な行為を禁止する。冷暖房の屋外機、金網・手すりに登ったり、乗り越える等の危険な行為をしないこと。教室・廊下の窓から出入りしないこと。
- 10.校内で定められた時間以外で食事をしないこと。
 - (1)昼食は昼食時間にとること。
 - (2)ゴミは分別して捨てること。

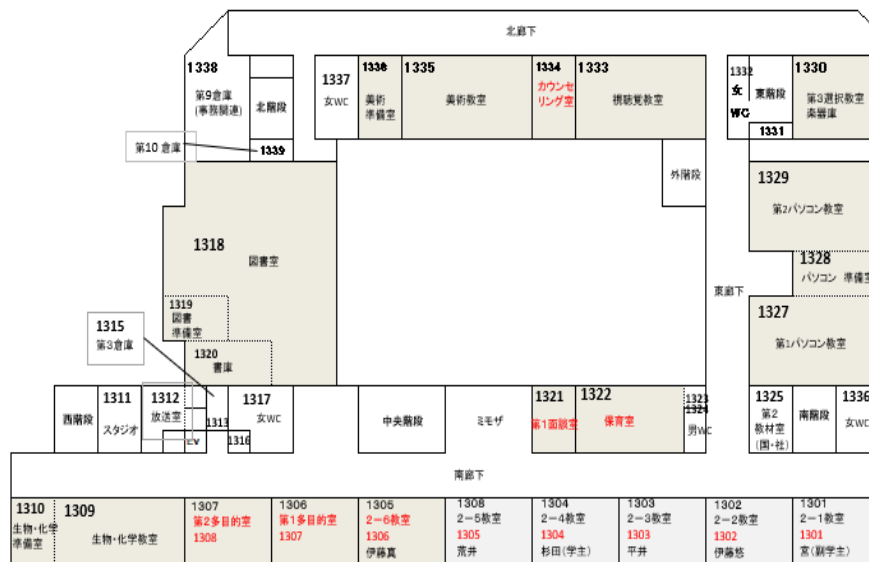
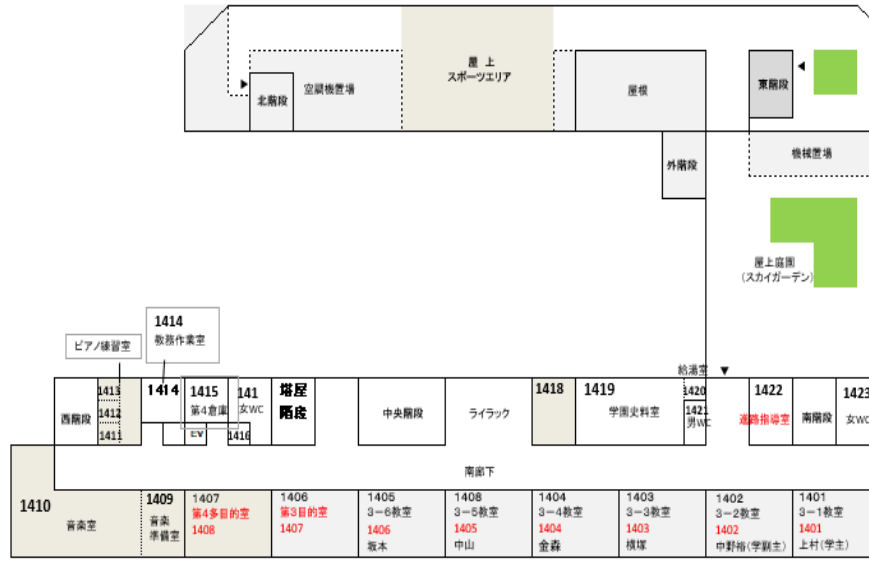
第8条(公共物への心得) 校舎・備品などの公共物は大切に扱うこと。生徒が学校の備品を破損した場合は、生徒・保護者・保証人が弁償すること。

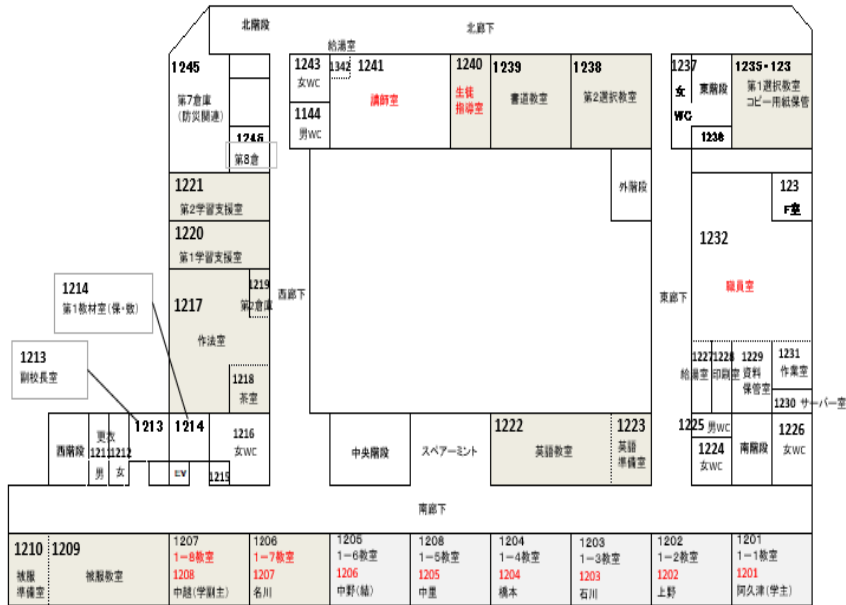
- (1)教室・廊下の床や壁を汚損しないこと。
 - (2)机・椅子・ロッカー等の備品に落書きをしないこと。
 - (3)校舎内外は常に清潔にし、進んで学校内外の美化につとめること
- 1.火災時以外は火災報知器・消火器・消火栓には絶対に手を触れないこと。
 - 2.不注意でガラス等を破損したとき、又破損を発見したときは、直ちに担任に届け出ること。

3.教室配置図

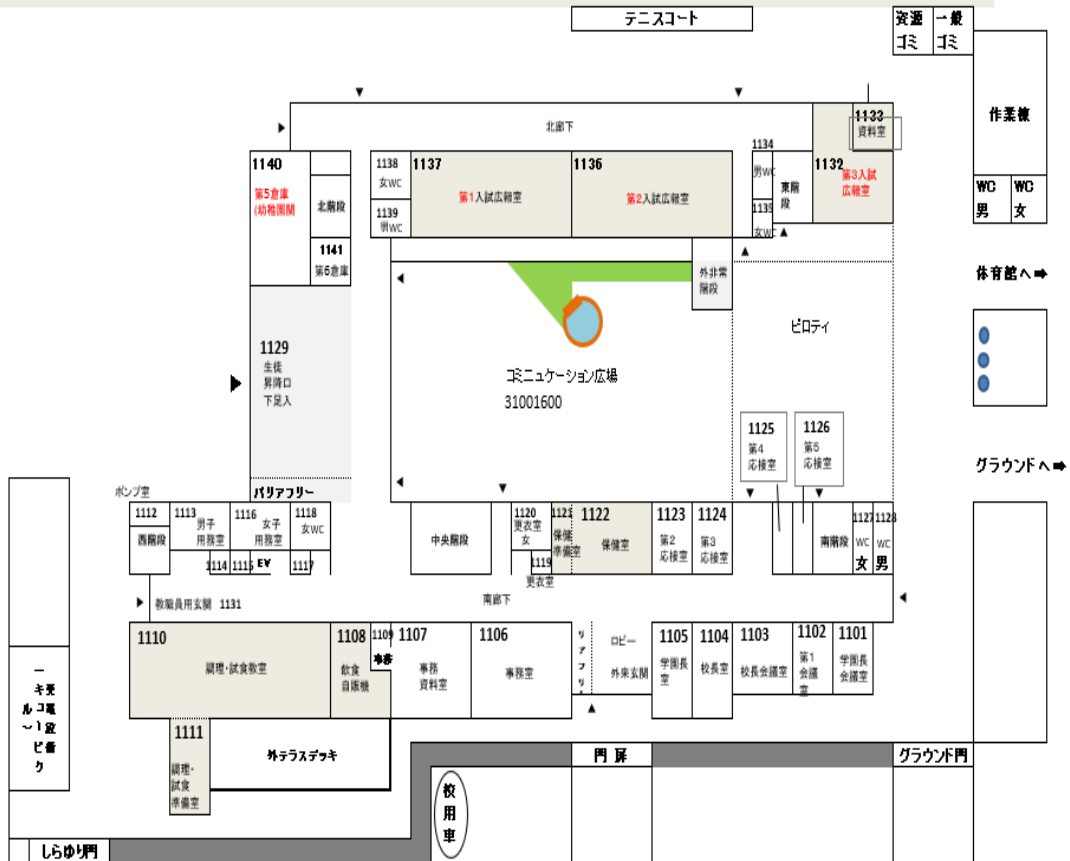
2023年度4月フェリシア高等学校 フロア案

2023年度4月作成





2階:31001200



1階:31001100

第9条(制服の心得) 本校指定の制服を着用すること。

1. 服着用について定められた制服の着用(以下「正装」という。)式典・学校行事は正装とする。
2. 冬服(着用期間:4月1日～5月31日、10月1日～3月31日)すべて学校指定のものとする。
正装:ブレザー・ブラウス・Yシャツ・リボンまたはネクタイ・スカートまたはパンツ
3. 夏服(着用期間:6月1日～9月30日)
すべて学校指定のものとする。
正装:夏ブラウス(2・3年)Yシャツ(1年)・リボンまたはネクタイ・スカートまたはパンツ
4. スカート丈は膝中心から、上下5cmの範囲とする。
5. 防寒コートは本校指定のウールコートか、それに類する物(黒または紺色)で許可を得たものを着用する。(パーカー不可)
6. 靴下は黒・紺・白のいずれかで無地、長さはくるぶし～ひざ丈のものを着用すること。黒または濃紺のタイツ着用も可とする。但し、式典・学校行事の正装時は32cm～38cmの紺色ハイソックスを着用すること。
7. 制服は故意に加工や細工をしないこと。
8. 制服の着用期間に関しては天候等により変更する場合がある。

第10条(靴の心得) 本校指定の靴を履くこと。

1. 登下校時のローファーは、黒以外の色、厚底、フリッジ等

の飾りがあるものは禁止とする。また、靴の内側に記名をすること。

2. 指定の上履・体育館シューズ・グラウンドシューズに記名をし、区別して履くこと。かかとを踏んで履かないこと。
3. やむをえない状況(身体的都合等)により指定外の靴を履く場合は、担任に申し出て許可を得ること。
4. 靴に落書きをしないこと。

第11条(靴の心得) 登下校時には、学校指定の靴を使用し、内側に記名すること。

1. 靴を加工したり、シール類の貼り付け、書き込み、飾り付けをしないこと。
2. 持ち物が多い場合に限り、華美でないサブバッグの用を認める。

第12条(髪型の心得) 清潔な髪型を清楚に整え、フェリシア高等学校生徒としての品位を保つようにしなければならない。

1. 髪が長い場合、学習に支障がないようにゴムで結ぶか髪止めで止めること。髪止めを使用するときは華美なものは避けること。ただし、体育の授業等では安全性を考え、髪止めをはずしゴムで結ぶこと。
2. 染色・脱色・パーマ・エクステ・ウィッグ(医療用は除く)等、故意に手を加えない。手を加えた場合は学校の指示に従うこと。

第13条(容姿の心得) 化粧(口紅・ファンデーション・マスカラ・眉等)・カラーコンタクト(度入りも不可)・マニキュア・長爪・着け爪等は禁止する。リップクリームは薬用無色は使用可、日焼け止めは無色は使用可、有色は一切使用禁止とする。ネックレス・ピアス・指輪等のアクセサリーや化粧品は身につけても、持参してもいけない。身体に手を加える行為(整形・タトゥー(タトゥーシールやヘナタトゥー含む)等)は禁止とする。

第14条(その他の心得) 生徒相互間の金品の貸借を禁ずる。

1.学校には教科書・参考書・その他勉学に必要な物・学用品・運動具以外の物は持参しないこと。

(1)学校に必要でない現金や貴重品、禁止されている物品や、授業に必要でない物品(雑誌・漫画・ゲーム機器等の娯楽用品その他類似するもの)は持ってこないこと。

(2)校内での火器使用は禁止とする。ライター・マッチ等の持ち込みも禁止とする。

(3)私物の保管責任は生徒本人にあり、紛失事故・盗難事故等について、学校側は一切責任を負わない。

(4)所持品には必ず記名し、学校に放置しないこと。放置物を教職員が廃棄物とみなして処分した場合、異議を申し立てないこと。

- (4)必要上から貴重品または現金を持参した時は鞆等に放置しないで、必ず身につけておく。ロッカーは鍵をしていたとしても金庫ではないので、多額の現金は担任に預けるとよい。
- 2.紛失・盗難、拾得物は直ぐに担任に届け出て指導を受けること。
 - 3.他人の所持品は無断で使用してはならない。当人の許可を得て借りた後は必ず直接当人に返すこと。
 - 4.校外からの生徒への電話は原則として取り次がない。但し、保護者からの緊急を要する伝言等の場合は、担任から本人にその内容を伝える。本人が、折り返し保護者に確認の電話をすること。(誘拐・事故等防止の為)
 - 5.映画・テレビ・ラジオ・公開録画や雑誌・その他これに類するものへの出演は原則として禁止する。ただし、事前の申し出があり、学校生活に支障なく本校の品位を保てる場合で、保護者の監督ができる時は、許可する場合がある。
 - 6.校長の許可なしに、教職員・保護者・生徒がフェリシア高等学校関係者として、フェリシア高等学校の名称を利用しフェリシア高等学校に迷惑を及ぼす虞(おそれ)があるにもかかわらず、登山・ツアー・部活動・集会等に参加し、事故等に遭遇した場合、学校側は一切責任を負わない。
 - 7.生徒にふさわしくない娯楽場(ゲームセンター等)への出入り・夜間外出・無断外泊は厳禁する。
 - 8.個人的な登山・キャンプ・海水浴・ドライブ・ボウリング・スケート・スキー等および危険を伴うスポーツや娯楽については、保護者の許可を受けること
 - 9.アルバイトは原則として禁止する。家計の補助のためやむ

を得ずアルバイトをしなければならないときは、担任に申し出て申請をすること。その場合、次の条件により許可する。

- (1)女子高校生にふさわしい業務内容で、適法・安全・健全なものであること。
- (2)保護者が責任を持って監督できること。
- (3)学校生活において服装、生活態度、出欠席等が問題ない場合。なお、学校生活(出欠席等)に支障が出た時は、許可を取り消す場合がある。

第15条(例外) 理事長または校長の裁量により生徒への懲戒を減免または赦免する場合がある。

第16条(規程の改廃) この規程の改廃は理事長の同意を得て、校長が行う。

附則

1.この規程は令和5年4月1日より施行する。

災害対策方針(保護者・生徒各位)

1. 暴風雨・台風・大雪の場合

フェリシア高等学校は私立高等学校という性格上、東京都のみならず神奈川県等かなりの広範囲の地域から通学しています。近年の暴風雨などはスポット的に発生しています。遠距離通学者は地域差もあることから学校による一元的な管理よりも、居住地の気象状況をみての登下校を見合わせることも可能です。フェリシア高等学校は原則として9時から15時20分まで授業を行います。欠席・遅刻・早退については保護者のご判断に委ね、申し出により許可をします。その際は欠席・遅刻・早退とせず、自宅待機扱いとします。

また、フェリシア高等学校ホームページの「お知らせ」の項目があります。「暴風雨・台風・大雪など」の異常な気象状況の際には、「お知らせ」にて学校対応を記載する場合がありますので参照してください。

「雨風が強い時の登下校について」

- ・登校下校の判断は委ねる。遅刻・早退についても委ねる。
- ・原則として学校は10時00分から15時20分まで授業を行っている。
- ・早退の判断は保護者に委ねる。
- ・フェリシア高等学校から徒歩数分の所に居住している者と遠く離れた所に居住している者とは安全についての判断に大きな差がある。また、一方では大雨であるのに、地方では雨が止んでいる場合もある。従って、学校が一律に指示を出すことよりも保護者の判断を優先する。(急迫時に

は15時20分前に授業を打ち切り、下校を促す場合がある。)

2. 体育祭・文化祭の場合

前日、担任がホームルームにて連絡します。

3. 軽井沢研修旅行・相模湖研修旅行の場合

大雨等の時、出発時刻を1時間～2時間遅らせる場合があります。前日、担任により連絡します。

4. 地震等災害発生の場合

- (1) 在宅発生の場合は自宅待機として下さい。
- (2) 下校途中の場合は、ただちに帰宅して下さい。
- (3) 在校時発生の場合は、状況を判断し、帰宅させます。

【フェリシア高等学校の校時】

フェリシア高等学校の校時は、以下のようになっている。

<2・3年生 校時表>

校 時 表 (平日)

0校時	9 : 0 0 ~ 9 : 4 0
SHR	9 : 5 0 ~ 1 0 : 0 0
1校時	1 0 : 0 0 ~ 1 0 : 4 0
2校時	1 0 : 5 0 ~ 1 1 : 3 0
3校時	1 1 : 4 0 ~ 1 2 : 2 0
昼休み	1 2 : 2 0 ~ 1 3 : 0 0
4校時	1 3 : 0 0 ~ 1 3 : 4 0
5校時	1 3 : 5 0 ~ 1 4 : 3 0
6校時	1 4 : 4 0 ~ 1 5 : 2 0
SHR	1 5 : 2 0 ~ 1 5 : 2 5
部活動	1 5 : 3 0 ~ 1 6 : 2 0
生徒最終下校 1 6 : 3 0	

校 時 表 (土曜)

1校時	9 : 0 0 ~ 9 : 4 0
2校時	9 : 5 0 ~ 1 0 : 3 0
3校時	1 0 : 4 0 ~ 1 1 : 2 0
4校時	1 1 : 3 0 ~ 1 2 : 1 0
生徒最終下校 1 2 : 1 5	

<1年生 校時表>

校時表 (月・火・水)

0校時	9 : 0 0 ~ 9 : 4 0
SHR	9 : 5 0 ~ 1 0 : 0 0
1校時	1 0 : 0 0 ~ 1 0 : 4 0
2校時	1 0 : 5 0 ~ 1 1 : 3 0
3校時	1 1 : 4 0 ~ 1 2 : 2 0
昼休み	1 2 : 2 0 ~ 1 3 : 0 0
4校時	1 3 : 0 0 ~ 1 3 : 4 0
5校時	1 3 : 5 0 ~ 1 4 : 3 0
SHR (月・火・水)	1 4 : 3 0 ~ 1 4 : 3 5
6校時	部活動
1 4 : 4 0 ~ 1 5 : 2 0	1 4 : 4 0 ~ 1 6 : 2 0
生徒最終下校	1 6 : 3 0

※土曜日の最終下校は、12 : 15

校 時 表 (木・金)

0校時	9 : 0 0 ~ 9 : 4 0
SHR	9 : 5 0 ~ 1 0 : 0 0
1校時	1 0 : 0 0 ~ 1 0 : 4 0
2校時	1 0 : 5 0 ~ 1 1 : 3 0
3校時	1 1 : 4 0 ~ 1 2 : 2 0
昼休み	1 2 : 2 0 ~ 1 3 : 0 0
4校時	1 3 : 0 0 ~ 1 3 : 4 0
5校時	1 3 : 5 0 ~ 1 4 : 3 0
6校時	1 4 : 4 0 ~ 1 5 : 2 0
SHR (木・金)	1 5 : 2 0 ~ 1 5 : 2 5
部活動	1 5 : 3 0 ~ 1 6 : 2 0
生徒最終下校 1 6 : 3 0	

保護者と生徒が連絡を取り合う場合(携帯電話等による)は、上記の授業以外の時間帯とする。

⑥開門・閉門時間

【あじさい門の開閉時間】

〈平常授業〉

登校時(大・小扉) 7時30分～10時00分

下校時(大扉) (月・火・水) 14時30分～16時30分

(木・金) 15時30分～16時30分

(小扉) (月・火・水) 14時30分～17時30分

(木・金) 15時30分～17時30分

〈土曜日〉

大扉は終日閉鎖、小扉のみ開閉する。

登校・下校時 7時30分～12時15分

【しらゆり門の開閉時間】

〈月～土曜日〉

終日閉鎖とする。但し、搬入や学校行事の日を除く

上記の時間以外は幼稚園の外を通り、正面玄関から施設に入ること。

⑦入室時のマナーや施設利用案内

【職員室・講師室の入室マナー】

- 1.職員室・講師室では入室前には必ずノックをし、クラス・氏名を述べ、担当の先生に声をかけましょう。くれぐれも言葉遣いには注意をし、また、風紀も正すようにしましょう。
2. 職員室・講師室への入室は原則禁止です。
- 3.用件を端的に述べ、静かに話をしましょう。

【事務室の利用案内】

1.受付時間

月～金 8時45分～16時00分

土 8時45分～12時00分

2.証明書等の発行について

- ①証明書は申し込んだ日の翌日発行を原則とします。
- ②証明書申し込みの際には必ず身分証明書を提示し、必要事項を黒又は青のボールペンで漏れなく記入してください。
- ③身分証明書を紛失した時、旅行等による学割発行願いについては担任の印が必要です。

【保健室の利用案内】

本校は、この規定により保健室を利用することが出来る。

1. 担任に申し出てから来室してください。
2. 緊急以外、授業中の来室は原則として禁止し、休み時間に利用してください。
3. 早退する際、担任が保護者と連絡を取り、その後、早退を許可します。
4. 体育の授業及び学校内で怪我をした場合、直ちに保健室で手当を受け指示に従ってください。

【図書室の利用案内】

本校は、この規定により図書室を利用することが出来る。

1.開室時間

- ①昼休みの開室は12時20分から13時00分迄。放課後はSHR終了時から16時30分迄。ただし、土曜日は12時05分迄となります。
- ②試験期間中も開室する。閉室時間はその都度定めま

す。

- ③夏休み中の開室は別に定めます。

図書室備え付け図書類を図書室内において利用した場合、利用後は正しく元の位置に戻しましょう。

2. 図書の貸出

- ①貸出、返却時間は、開室時間内となります。
- ②貸出期間は1週間、1回2冊以内です。ただし、次に予約がなく期間内に手続きを行えば、1週間単位で貸出を継続できます。

- ③貸出、返却の際は、必ず図書室内カウンターで手続きを行ってください。
- ④夏休み、冬休みは特別貸出を行う。貸出冊数及び期間はその都度定めます。
- ⑤本を紛失、汚損した場合は弁償をすることを原則とします。

3. 図書室のエチケット

- ①本は丁寧に取扱い、配列を乱さないようにしましょう。
- ②本への書き込みや切り抜き、頁(ページ)を折る等を行ってはけません。
- ③私語をつつしみ静粛にしてください。
- ④飲食は一切禁止です。
- ⑤清潔、整頓を保ち、器物を勝手に移動してはいけません。
- ⑥他人に迷惑になるようなことはやめましょう。

【教育相談室(SC, SSW)の利用案内】

1. 教育相談室について

みなさんが誰にも言えない悩みや困ったことに直面したとき、みなさんのお役に立てるようにと考え、本校では教育相談室を設置しています。みなさんの悩み、たとえば、自分の性格、友達関係、家族のこと、将来のことなど、みなさんのいろいろな課題や問題の相談に応じています。

生徒のみなさん一人ひとりが、充実した高校生活を送れるように、サポートします。

2.教育相談(SC, SSW)室の利用方法について

職員室で担任もしくは学年主任を呼んで日時を決めて下さい。相談する時間帯は原則として昼休みか放課後です。なお保護者の方の相談にも応じております。電話等で予約を取った後、来校していただきます。

◆ロッカー使用について

- 1.個人用ロッカーは大切に扱きましょう。
- 2.ロッカーの管理については各自責任をもって行いましょう。
- 3.ロッカー内は常に整理整頓し清潔に保つように行いましょう。
- 4.教科書は持ち帰り、予習・復習を必ず行いましょう。
- 5.ロッカーのカギは個人で用意しましょう。
- 6.カギを忘れた・暗証番号が分からなくなった等が発生した場合、保護者の同意があればカギを壊すことができます。申請用紙を記入し、担任に申し出ましょう。

◆自動販売機使用について

- 1.授業中及び決められた時間以外の使用は禁止します。
- 2.飲食は、教室で行うこと。残留物は、責任をもって処理しましょう。

◆コンビニ自動販売機・アイス自動販売機について

- 1.食べ物・アイスに関しては休み時間に購入し、決められた時間で食べきるようにしましょう。
- 2.授業中は飲食禁止です。

3. 下校時に購入し、食べながら下校することも禁止です。

⑧授業・試験について

◆授業に対する心構え

1. 授業の始めには先生の入室とともに係の指示により起立、礼、着席をします。授業の終わりも同様です。授業中は自己の人格や才能を向上させるよう、真面目な心構えと態度で学ぶことが大切です。
2. 体育の授業以外は制服を着用します。原則として体操着その他の服装での受講は禁止します。

◆日直の仕事

1. 学級日誌を記入し、担任又は担任代理に提出をしましょう。
2. 週・月の目標を確認し、学級日誌に記入しましょう。
3. 黒板を毎時間綺麗にし、チョークの補充など、勉強しやすい環境づくりを心掛けましょう。
4. 移動教室の際は出席簿を持参し、電気を消して、戸締りをしましょう。
5. その他、クラス内の取り決めに従いましょう。

◆定期試験について

1. 注意事項

- ① 前日までに活字が見えないように、教室内の掲示物を取りはずす、若しくは裏返す。
- ② 机の配列は出席番号順にする。
- ③ 机の中は空にし、机の上には落書きがないか確認する。

- ④机中には、鉛筆・消しゴム・その他教科によって必要とみなされたものを置き、筆箱・教科書・ノート・スマートフォン等の電子機器等は電源をオフにし、全て、鞆の中かロッカーに入れる。

2.試験実施順序

- ①私語は一切禁止。
- ②係の号令に従い「起立・礼・着席」を行う。着席後は、監督の先生の指示に従う。
- ③問題用紙が全員に配布されるまで裏返し、静かに待つ。
- ④監督の先生の「始め」の合図で、筆記用具を持ち、解答を始める。
- ⑤筆記用具などを床に落とした場合は、自分で拾わないで、手をあげて監督の先生に申し出る。
- ⑥監督の先生の「やめ」の合図で、筆記用具をおき、その後は、筆記用具に手を触れない。
- ⑦監督の先生の指示のもと、答案用紙を回収する。回収する時も私語は一切せず、回収している生徒以外は着席をして指示を待つ。

3.不正行為

- ①不正行為は厳禁とする。
- ②不正行為を行った場合、そのテストは0点となる。

◆遅刻・早退の取扱い

- ①遅刻した者は、監督の先生に、出席番号と氏名を伝え、問題・解答用紙を受けとり、ただちに席につき試験を受ける。なお、試験開始から20分を過ぎると入室できな

い。

- ②試験中に、体調不良などの理由により退出せざるを得ない者は、その旨を監督の先生に伝え、問題用紙、解答用紙を提出し退出する。退出後は教室に戻っても試験を継続して受けることはできない。

◆出欠席について

欠席・遅刻・早退は、原則、保護者からの申出とする。

⑨【フェリシア高等学校の基準マニュアル】

(1)教務基準

第1条 各学期の成績の評価は、原則として授業担当教員が行うが、諸事情等により授業担当教員に代わって、教科主任または教科主任代理の教員が行うことができる。

第2条 欠課時数過多の者は、各学期ごとに実施する補充授業を受講しなくてはならない。補充授業には、次の2通りがある。

- ①校長又は副校長が定めた補充時間割に基づく補充授業
- ②学年主任または学年副主任が定めた補充授業
実施にあたっては①から始めて、①で補えなかった者について②を行う。その場合、各教科から提出された課題に速やかに取り組まなければならない。

なお、特別な事情がある場合には自宅学習をもって、①と②の補充授業に替えることができる。

第3条 成績評価の基準に到達しない生徒は、定められた補習期間中に補習授業を行う。また、補習授業の中で追試験を行うこともできる。

第4条 各学年の課程の修了の認定については、単位の取得を要し、弾力的に行うよう配慮する。進級については仮進級の処置をとる場合がある。

第5条 本校の定める指導計画に従って各教科・科目を履修し、その成果が教科及び科目の目標からみて満足できると認められる場合には、校長(副校長)は単位の修得の認定を行う。卒業までに修得させる単位数は74単位以上と定める。

第6条 学習支援教室等で授業を受けた生徒は、学校に登校したのであるから出席簿上、出席扱いとなる。各教科に出す課題等は各教科担当に提出する必要がある。学習支援教室の利用は、校長・副校長の許可が必要である。許可された際は、リモートにて授業を受ける必要がある。

第7条 忌引は、次の通りとする。

一親等(父母等)5日以内、二親等(祖父母・兄妹等)3日以内、三親等(伯父・叔母等)2日以内。

第8条 学校伝染病(第1種、第2種)、コロナウイルス感染は、出席停止の対象とする。インフルエンザの場合は、発生後5日を経過し、解熱した後2日を経過するまで出席停止とする。コロナウイルスの場合は、発症日を0日

目として5日間を経過し、症状が軽快してから1日を経過するまで出席停止とする。

登校開始後、指定の用紙に必要事項を記入し提出する必要がある。

なお、令和5年5月8日以降、コロナウイルス感染症は5類感染症に移行することから、濃厚接触者の定義はなくなるため、出席停止の措置はない。

また、ワクチン接種後の副反応による出席停止の措置もない。

第9条 この基準の改廃は校長が行う。従前の関連基準を廃止し、この基準を令和5年4月1日より施行する。

(2)生徒指導基準

第1条 生徒への褒賞(ほうしょう)および懲戒は、校長が行う。フェリシア高等学校の生徒は、不健全な飲食店、娯楽場その他生徒にとって不相当と思われる場所に立ち寄り、出入りしてはならない。次の項目は学校の内外を問わず絶対にしてはならない。

(1)飲酒・喫煙

(2)暴力行為

(3)金銭物品の貸借

(4)その他生徒、未成年としてふさわしくない行為

違反した生徒には停学等の処罰を与えることができる

第2条 学校における懲戒処分とは以下の通りである。

自宅指導(謹慎・訓告・停学)・退学がある。

懲戒処分のうち、1番重い処分は退学処分である。退学処分については、学校教育法施行規則26条3項におい

て、また本校の学則第32条において、定められており、次のいずれかに該当する生徒に対して行うことができる。

- (1)性行不良で改善の見込がないと認められる者
- (2)学力劣等で成業の見込がないと認められる者
- (3)正当の理由がなくて出席常でない者
- (4)学校の秩序を乱し、その他生徒としての本分に反した者

第3条 配慮が必要な生徒については、特別な処遇(エレベーターの利用等)をする場合がある。

第4条 以下のような内容を、本校公認以外のソーシャル・ネットワーク(SNS、ツイッター、インスタグラム、TikTok、フェイスブック、ブログ、YouTube等を含む)へ投稿することを禁止する。

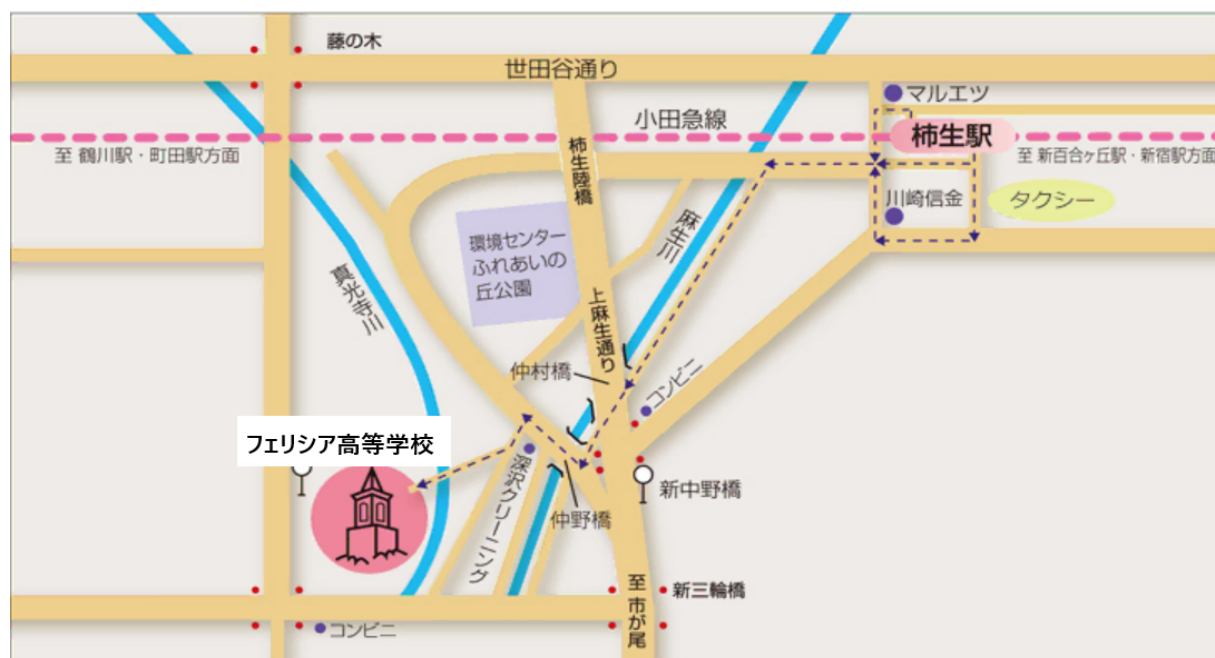
- ①学校の内外の施設、制服、学校や個人を特定できる内容
- ②画像や書き込み自体から学校や個人を特定できる内容
- ③誹謗中傷等の攻撃性のある内容
- ④いじめと思われる内容
- ⑤法律に触れる、又は思わしき内容
- ⑥学園の名誉を傷つける内容
- ⑦上記に準ずる内容

違反した生徒は停学等の処罰の対象となる場合がある。授業中にスマートフォン等を操作したり、見ることは禁止する。

第5条 電車やバスの運休等の情報は携帯・スマートフォン・パソコン等で調べることができる。16時40分(土曜日は12時25分)をもって校舎等は施錠する。

第6条 フェリシア高等学校は、柿生駅から学校まで「フェリシア高等学校指定通学路」を定めている。通学路では横2列までの歩行を励行し、横に長く広がって歩いたり、歩きスマホをしながらの歩行は危険なので禁止する。また、近隣の住民の方にご迷惑となる行動や大声での会話は厳に慎むこと。

第7条 下掲の地図の矢印の道順を指定通学路とする。



第8条 フェリシア高等学校の指定通学路以外の通行は禁止する。

第9条 生徒は、16時30分には校舎外に出なければならない

い。(時刻を過ぎると防犯装置が作動し、外に出られなくなります。校舎内にいる者は不審者とみなされます)

第10条 この基準の改廃は校長が行う。従前の関連基準を廃止し、この基準を令和4年4月1日より施行する。

(3)フェリシア高等学校 卒業式 受賞内規

(平成25年2月5日 起)

卒業にあたり、受賞内規に則り選考の結果、下記の賞を授与する。(1～4は内部賞、5～12は外部賞)

1.成績優秀賞

3年間安定した学業を収め、努力が認められた者。

2.生活優良賞

成績面だけでなく、他の模範となるような学校生活を3年間送った者。

3.三年間皆勤賞

三年間、無欠席の者。

4.三年間精勤賞

三年間、欠席が3日以内の者。

5.東京都知事賞

学業、芸術、スポーツ賞に優秀な成績を収め規律正しい生活をした者。

6.日本私立中学高等学校連合会賞

品行方正、成績優良、部活動、学校への寄与が認められた者。

7.東京都私学財団賞(奨励賞)

品行方正、成績優良、部活動、学校への寄与が認められた者。

8.高体連体育優良賞

体育・スポーツにおいて、秀でた技術を有する。他の生徒の模範となる者。

9.第八支部体育優良賞
部活動で活躍した者。

10.文化活動優良賞
秀でた文化活動を行い、他の生徒の模範。成績優良、出席状況良好な者。

11.高校生新聞社賞
学業、文化・スポーツ、各種委員会、ボランティア、その他の活動のいずれかで特に頑張った者。

12.その他
本校生徒が必要と認める賞を新設し与えることができる。

この内規の改廃はフェリシア高等学校校長が行う。

(4) 特待生奨学金、ファミリー奨学金

・特待生奨学金について

【2023年度2・3年生】

前年度の成績優秀者が候補者となり、審査が年2回(1学期末・2学期末)あり、支給は2月に行う。

条件

- (1)品行方正である者
- (2)性格的に優れている者
- (3)生活行動面に問題のない者
- (4)出席状況が良好な者
- (5)模範生徒である者

候補者であってもいずれかの条件に抵触した場合は支

給されない。また、前年度の成績で候補者とするが審査段階での評定や出欠席も加味される。

【2023年度1年生】

・特待生奨学金

推薦入学者のうち、出願時の中学校調査書の評定が9科目合計27以上かつ、主要5教科の各教科の評定が2以上の生徒が候補者となる。審査は年2回(1学期末・2学期末)あり、支給は2月に行う。

条件

品行方正で学校生活に前向きな姿勢が認められる者。候補者であっても条件に抵触した場合は支給されない。また、入学後の成績や出欠状況も加味される。

・ファミリー奨学金

①母・姉・祖母が本校の卒業生である者

②姉が本校の在校生である者

③双子が同時に入学生である者の一人分

1年次のみ原則、申請者全員へ支給。支給時期7月。

但し、万が一、禁止行為等をしてしまった場合は支給されないことがある。

なお、特待生奨学金・ファミリー奨学金共に申請資格申告書の提出がない場合は申請資格の有無に関わらず申請資格対象外とみなす。

(5) 就職活動に関する内規

以下のいずれかに該当する者は、審議の結果、2学期(9月

16日の就職活動解禁時)における就職活動を認めない場合がある。

- ①調査書発行時の評定に1がある場合。
(評定平均に関しては企業差があるが、3.0以上が望ましい。)
- ②欠席日数が調査書発行時に3年1学期までの欠席が70日以上ある場合。
- ③3年次に処分を受けた場合。
- ④法律に反し、学校外機関から指導があった場合。
- ⑤生活態度から就職活動を行うことが疑問とされる場合。

(6)外部進学の出願に関する内規

学校推薦型選抜入試 <公募制・指定校制>

- ①在学中、品行方正で、生活行動面が問題のないように努め、出席状況及び学習状況が良好な者について、審議し推薦する。
- ②上級学校の示す条件(学業成績 その他)を満たすこと。
- ③エントリー時に授業料の滞納がないこと。

<条件を明示していない上級学校の場合>

- ①3年1学期までの成績が下記の条件を満たすこと。

短期大学・専門学校…C段階以上(評定平均2.7以上)

四年制大学…B段階以上(評定平均3.5以上)

②3年1学期までの欠席日数が30日以内であること。

全ての条件を満たしている場合でも、次のいずれかに当する者は、審議の結果、被推薦資格を失う場合がある。

- ・生活態度から上級学校へ進学することが疑問とされる場合
- ・3年次に処分を受けた場合。
- ・法律に反し、学校外機関から指導があった場合。

(7)調査書申請時の費用について

①進学・専門学校の場合…1通につき400円を徴収

②就職の場合…最初の1通目は400円を徴収するが、2社目以降に対しては400円を徴収しない。

(8)入試の公欠扱いについて

試験会場が

国内の場合…試験日を入れて前後3日間

海外の場合…試験日を入れて前後5日間が目安。

* 地域によっては考慮可

* 土曜日を含む